

あんぜんの 安全

2号
07/06/25

あかりとあかし

NPO法人 安全学研究所 Organization of HOLONOMY

〒190-0012 立川市曙町 2-42-23 ア-バンライフ立川 614

Tel / Fax 042[521]2988 Email: holonomy@aa.bb-east.ne.jp

URL: <http://enjoy1.bb-east.ne.jp/~holonomy>

安全のあかし（証・證）とは、安全の実践の基礎としての理論や実践の批判反省のことであり、安全のあかり（灯・燈）とは、実際に現実の中で安全を行うことであるが、真に安全に外れることのない安全のあかりであるためには、あかしの上に灯されるべきものでなければならない。

もくじ

入会のお申し込みありがとうございました	2
寄附について	3
安全学入門シリーズが出版されました	4
寄稿	
辛島恵美子 教育における安全概念の再検討 (3)(4)	5
石上麟太郎 コマーシャリズムと安全学	8
宮地竜郎 食経験と食品衛生	14
杉野元子 安全理念からする教育の意味	16
プロジェクト構想	
「郷党的農工都市」構想について	22
新企画 言葉のパトロール 「地産地消」と「域産域消」と言う表現とその是非について(1)	27
ミニ事典 アセスメントと評価	32
読者からのご意見・ご質問	33
ご助力・ご参加のお願い	34

休載のお知らせ

前回の続きとして、「安全学の実践的あるいは行為的形而上学性 — 「危険学」から安全学へ — <第二回>」を掲載する予定でしたが、辛島司朗氏はこのところ疲労のため推敲をうまく進めることができない状況ですので、回復するまでしばらく休養させていただきます。「愛国心」や「嫌いなもの」など以前から会報ばかりでなくホームページ掲載を予告していたものも何点かありますが、しばらくお待ちいただくこととなります。あしからずご了承ください。

入会のお申し込みありがとうございました

創刊号で会費を改定してご入会をお願いしたところ、いろいろな方からお申し込みをいただきました。ありがとうございました。

会員は現在 20 人になりました。定年を迎えられた方の数も増えましたが、構成はざっと、会社員 4 人、教師 5 人、研究者 3 人、公務員 1 人、弁護士 3 人、その他自由業 4 人といったところ です。また当研究所には主婦が 1 人もいません。主婦感覚が欠けているので、主婦の方々もぜひご参加ください。東京近辺にお住まいの方が多くいますが、全国に散ってしまっていて、あかり活動はまだ困難な状況です。

当研究所はいままで理論的探究ともいえるべき「あかし部門」に力を入れてきました。以前からたびたび書いてきましたが、これからは実践面を中心とする「あかり部門」にも力を注いで、むしろ個々の人の問題ともいえるべき具体的な生活の安全の面にも大いに力を入れていきたいと思っていますし、またそうし得るところにやってきたとも思います。「あかし部門」の発展した形としての学会設立の問題も含めて、明るい道筋が見えてきたような気がします。

なお、今までは限られた有志の篤志によって経済的に支えられてきましたが、これからは会費及び多くの方々のご厚意に頼りながらも出版活動や続けて記すような塾活動によって、経済的な基盤をつくっていききたいと考えています。もちろん講演会や塾はあかり活動の一環としての意味もこめておりますが、同時に今後の活動の経済的基盤としても考えていきたいのです。

塾については、原則として基本的根本的なものを考える力を、英語と日本語をつきまぜながら言葉というものを徹底的に考え理解することによって養成したいと考えています。受験指導などテスト回答技能の向上をめざすのでなく、むしろそうしたものに捕われることなく各人の資質に基づいて基礎的な力を養成することに専念することにしたいと考えています。

この塾はその趣旨を体して、「致知塾 啐啄舎（ちちじゅく そったくしゃ）」と称し、その無形の戸口の左右に朝鶏堂堂、槿花鮮新の聯を掲げたいと思っています。そのころとえば致知は礼記大学篇の句にあり「格物致知」の致知であり、中国哲学の基本にあるものです。啐啄同時は禅宗で卵の中の雛の呼びかけとそれに応える雌鶏の外からの殻の打ちこわしが同時に行われて新しいのちが世に出るということを表しています。そして、その雛が長じては、晨(トキ)を告げ堂々と公の朝(チヨウ)に集うとともに、他方で家にとどまっては槿花が朝ごとに鮮やかに新しい花を咲かせるということを意味します。

週 1 回 2 時間、月額 2～3 万円程度で 1 クラス 3 人を限度とし、一旦決めた金額をみだりに値上げすることは避けたいと考えています。小学校高学年ならば漢文を含めた日本語を、中学生になったら日本語の基礎の上に英語を加え、言葉のリズムなどを正確に捉えさせると同時に文法を

しっかり教えながら、正しい日本語に訳す訓練を致します。なお、英語の文法については学校文法の間違いを訂すと同時に日本語の文法をしっかり教えていきます。英語文法に引きずられた日本語文法ではなく、日本語そのものに則した合理的な文法を教えます。そして日本語英語を超えた言葉そのものの理解を深めるとともに、論理性そのものを養うことを目指します。面談の上で条件についての合意に達したのちに、何回かの実際の授業を経てお約束することにしたと思います。

責任者は当研究所メンバーで、学生時代から家庭教師や予備校などの長い教授経験を重ね、大学では哲学を教えるとともに英語・ドイツ語などを教えてきました。その他は、大学院でドイツ語を使いながら西洋哲学を学んだ者や、英語・ドイツ語・フランス語などの現代語を通じてギリシャ語ラテン語のテキストを読みながら西洋古典を学んだ当研究所のメンバーを講師として予定しています。

詳しくは、安全学研究所 事務局 (042-529-3588)までお問い合わせください。電話連絡は土日をお願いいたします。所用で外している場合には、恐縮ですがお電話番号を留守番電話にお残しくださいませ、折り返しお電話いたします。

寄附について

2004年の法人設立以来、何人もの方から寄附金および寄贈品をお寄せいただいております。厚くお礼申し上げますとともに、ご芳名をご紹介させていただきます。なお、勝手ながら金額は省略させていただきます。

小堀樹氏、石上麟太郎氏、韓端錫氏、杉野元子氏、内田興治氏、南部みほ氏、山口静子氏、河原修一氏、前田庸多氏、木原高治氏、前田二郎氏、仲野淳子氏、堀幸夫氏、狩山廣子氏、塚田直子氏、田村真理氏、三村和男氏（順不同）

読者の皆様には今後とも当研究所の活動にご支援ご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

安全学入門シリーズの第一巻（辛島恵美子著）が出版されました

5月に本研究所 辛島恵美子理事が『薬と食べ物と水』と題して『安全学入門シリーズ』の第一巻を理工図書から出版しました。

高校の上級から大学生ならば読めるように書かれたものですが、「薬と食べ物と水」と言っていることから明らかなように、主として摂取物に関わる安全問題であり健康問題であることはいうまでもありません。薬は毒と対比されますが、それは両極端で一般には、食べ物と水のような飲食物はその中間にあって日常欠かすことのできない栄養物と排除もしくは解決されるべき有害物の問題となります。

もちろん水といえば、飲み物としての摂取物ばかりでなく薬の場合の外用薬と同様、非摂取的な用途があることは言うまでもありません。この問題は、環境を媒介したあるいは環境に焦点を題として後続のシリーズ本の中でまとめて扱いたいと思います。しかし今の段階ではシリーズ鉄道や航空機などの乗物や機械工学的領域に題を扱うことになる予定です。

【書籍情報】

辛島恵美子著
安全学入門シリーズ1
『薬と食べ物と水』
2007年5月発行、全169頁
理工図書 1800円

の場合の安全
置いた安全問
うことになる
本の今回は、
関して安全問

<目次>

まえがき

【第1部 薬と食べ物と水の基礎知識】

- 第1章 現代社会の薬と食物の課題：最先端医療と健康ブーム
- 第2章 病と薬の捉え方（過去の知恵と現代の知恵）
- 第3章 薬と食べ物の関係：東洋と西洋近代の考え方
- 第4章 水の性質と生体内の役割
- 第5章 異物排除の仕組みと生体リズム
- 第6章 毒と薬と安全性の関係

【第2部 安全に使いこなすための仕組みと知恵】

- 第7章 現代社会における健康の捉え方と豊かな商品の抱える課題
- 第8章 薬の安全問題と検証の仕組み
- 第9章 食べ物の安全問題と検証の仕組み
- 第10章 水質の安全問題と検証・確保の仕組み
- 第11章 心の働きと制御の可能性
：個々人の対応
- 第12章 飲食物を毒物・毒薬に変えないための知恵：社会の対応

< 寄稿 >

この論考は当研究所理事の辛島恵美子氏が、日本鉄鋼協会社会鉄鋼工学部門「安全・快適なシステム構築研究」フォーラム活動の一つとして2007年3月の春季講演大会で発表したものの再掲で、創刊号に掲載した「教育における安全概念の再検討（1）safety, security and holonomyの区別」の続きです。

教育における安全概念の再検討（3）事故原因追及の効果

Effect of the Probable Determination concerning Causes of various Accidents

安全学研究所 辛島 恵美子

1. はじめに

1973年に常設の事故調査組織として航空事故調査委員会設置法が公布され、2001年にその改正で航空・鉄道事故調査委員会設置法が認められました。鉄道事故調査は長く権限と実力を備えた国鉄が担当してきましたが、1987年に国鉄が解体されて民営化して以来、事故調査を実質的に担当する組織不在が2001年まで続いたのです。常設の鉄道事故調査組織を創るために多くの人々が努力を重ねての成果でしたが、しかし創設議論をしていた当時から航空事故調査委員会の評判は低く、そのため同じ位置づけの組織とすることに疑問や反対も出ていました。しかし2005年4月に発生したJR福知山線事故（尼崎）は純粋工学的視点だけでは解決しにくい組織のあり方が密接に問われる事故であり、日本の事故調査委員会の苦手な事故原因であり、事故原因の問い方や意味を改めて問う形の事故となりました。安全概念再検討の観点からも見逃せない課題として、次報と併せてこの問題の特徴と課題を取り上げます。

2. 技術のタイプと事故の原因追及のタイプ：幕引き型 vs. 総合的解決型

1985年の日航123便事故(520名死亡4名救助)に関する事故調査報告書をめぐると不信に焦点をあてるならば、事件の後始末に関する考え方の違いに起因する問題として整理することができます。事故調査は事故の後始末の一つとして行われるものですが、少し前までの技術が相対的に大きな原因とならない時代には、そして人が技術を道具として使いこなすことが期待されていた時代には、第三者による真の事故原因追及よりも、事故の決定的引き金を引いた者を明らかにし、しかるべき社会的罰や損害補償義務を負わせることが社会的不公平さの回復にとっても、また関係者に適度な緊張感を与える一罰百戒の意味からもよいと考えられてきました。このタイプを事

件の「幕引き型」と呼ぶことにします。これと対照的なのが 1950 年代の初代ジェット旅客機コメット事件でみせた英国の徹底的事故原因解明に象徴される追及姿勢であり、このタイプを事件の「総合的解決型」と整理します。高度な技術開発では事故再発防止対策という狭い目的ではなく、開発技術を成熟させる上で事故原因を多角度から科学的に徹底解明することは欠かせない要件であることを示して見せたものであり、安全対策の概念的ブラッシュアップにも貢献しました。さらに技術的パワーの増大に伴い、人の能力への期待を変化させ、道具を使いこなす人としてではなくシステムの一要素として、人の自然な動きの範囲内、すなわち疲れずに確実に実行できる範囲内を前提に設計しようとの発想に転換してきました。それだけに原因追及においても人を含めた関連の全システムが対象であり、故意でない限り、現場で最後の引き金を引いた人の発想は当てはまらないことになりました。

3 . 発想の特徴と抱える課題

幕引き型は賠償責任を果たすにふさわしい待遇がセットになっていれば、大きな矛盾は少なく社会秩序の早期回復を期待できる合理的な割り切り方法の一つともいえますが、その特徴を活かすには技術内容面でも事故被害パターン面でも予想外のことが相対的に少ない成熟技術かそれに準ずる技術が前提です。逆に、総合的解決型は未熟技術あるいは発展途上の技術においてその特徴が活きるのですが、人の能力の限界を認め、それ以上の免責を確保するには限界までの努力を明示する必要性も大きくなり、そのための工夫が予めの説明であり、情報公開であり、広く知識を集めて洗練する仕組み等々です。こうした整理からみれば、先に指摘した事故調査報告書にからむ不信は、幕引き型的特徴を前面に出しながら、他方で説明において原因不明箇所が多く、矛盾や問題点の指摘にも応えない点で幕引きの実を果たしていない点で問題をかかえ、総合的解決型を目指すには、単に免責を要請するだけでは済まず、免責条件を満たす諸条件の整備が欠かせません。事故原因追及のあり方と関連の諸条件の整備をセットで議論する必要があります。

教育における安全概念の再検討

(4) 安全対策における事後プロセスと事故調査組織の役割

Role of the Ex Post Facto Process and the Investigative Organization of Accidents in the Holonomical Context

安全学研究所 辛島 恵美子

1. はじめに

前報で幕引き型と総合的解決型の二通りの解決法について整理しました。それぞれにふさわしい条件があり、条件抜きでどちらがよいと結論づけることはできません。しかし前者は事故処理の整理性には優れていても事故から学ぶことに相対的に関心が希薄になりがちで、個々人はそれなりの経験を積むことになっても社会全体の安全配慮の深さや豊かさにつながらない点で、発展途上の科学技術文明においてはその短所の方が目立ちがちです。ただし道路交通事故処理はその件数の多さから損害賠償が速やかに実施できることを基本として幕引き型が採用されています。一般的には公的組織としては警察組織、私的には損害保険組織が深く関与することになります。道路交通事情は先進諸国でよく似た状況にあり、決して日本の特殊事情ではありませんが、事故調査に対する考え方の違いは事故調査の姿勢にも少なからぬ影響を与えています。ここでは安全問題一般の観点から事故調査と組織のあり方を取り扱います。

2. 安全を図る全体からみる事後プロセスと事故調査の役割

「所期目的の成就」と「一切の支障のないこと、無事であること」の同時成就が安全な結果の必須要件ですが、現実にはそれぞれに、また組み合わせとして、どの程度の結果であればよしとするかの問題がつきまといまいます。その上、狭く安全問題を捉えれば捉えるほど、部分の最適化が全体の最適化とならない厄介な課題が残されがちです。つまり安全な結果を一回限りの評価の対象として一喜一憂するのではなく、未熟科学技術がやがて成熟科学技術に発展するように、安全の質においても成熟過程を認めるならば、よい結果も悪い結果も含めてすべて経験を丁寧に重ねてゆく道を拓くことになり、社会レベルでの安全の質的向上を期待することが原理的に可能になります。しかしそのためにはふさわしい仕掛けが必要であり、それが事後プロセスです。安全対策を時制で整理すると、実践段階の実践プロセス、実践の前の計画や準備作業段階の事前プロセスは多くの人々がその重要性から簡単に指摘するところですが、事後プロセスに光が当てられるのはこれまでは事故発生に伴う原因や責任追及の場面であり、その限りでは不運な臨時のプロセスと認識されがちでした。「**tomb stone safety**(墓石型の安全)」もそういう背景で使われるものです。しかしこれまでの発想を転換し、事後プロセスを事前プロセスと実践プロセスに並ぶ第三のプロセスとして行為終了後のメンテナンスを含む反省プロセス、回復プロセスとして位置づけることができれば、全ての経験を総合的に蓄積する機会のプロセスとして、次の事前プロセスへ

の知識の伝達や保証の役割を担うことにもなります。つまり「事前・実践・事後のプロセス」を一単位として時系列的に繰り返すダイナミックな運用により、安全に関する知識や知恵の蓄積と洗練が可能になり、安全の質を徐々に向上させる基本の道筋をつけることが原理的に可能になります。

3. 安全の質のダイナミックな評価からみる事後プロセスと事故調査

人として事前にできることには限界があり、いかに努力しても結果に運はつきものと認めざるをえないのが現実の姿です。それは事前プロセスでのリスク・アセスメント、マネジメントの限界をも意味しており、よい結果であれ悪い結果であれ、それを徹底的に活かす仕組みが事後プロセスであり、リスク・マネジメントの社会的信頼性を支える役割を担うこととなります。事故調査はそうした役割のプロセス中出機能する作業であり、異常時に発動される作業となります。事後プロセスでは日常的な成果の評価も同時に蓄積しており、異常時の作業を基礎において支える役割を果たすことが期待されます。事故原因追及のプロセスもその位置づけと基礎を支えるものとして何を置くかで議論の焦点も変わりうることとなります。

< 寄稿 >

コマーシャリズムと安全学

石上 麟太郎

1. 安全学の目指すもの 「コマーシャリズムに替わる指導理念の確立」

辛島先生は「安全学索隠」において、現代のコマーシャリズムと安全の問題について次のように論じられている。

（国民は）「つまり自らが自らの安全を忘れて欲望の独裁を許し自らを収奪しているのである。言ってみれば消費者は資源ならびに生計財の消費者のつもりでいるうちに、実はコマーシャリズム的資本主義生産のうちで資本増大のための付加価値の源泉的資源として消費物化されているのである。ただし、いわゆる『原始』的段階とは違って、なるべく活かして殺さぬようにである。」（同書12ページ）

そして、過度な利益追求に走る社会の風潮に対し警鐘を鳴らして、以下のように結論づける。

「欲望にとって必要なのは抑圧ではなくコントロールであり昇華であって、魂にとって重要なのは調和である。」（中略）「今日重要なのはいかにしてコマーシャリズムに替わる指導理念を確

立し、高度文明の文化的危機を克服していくかということである。」(同書14ページ)

そしてその指導理念として安全学を辛島先生は世に問うたのである。

「安全学索隠」が出版されたのは、今から20年以上も前のことである。その間、日本社会はいわゆるバブル経済の絶頂と崩壊を経験し、多くの変動があった。しかし、根本の問題は何ら変わってはいない。それどころかより悪化しているかもしれない。

2、 不安と狂気が席捲する世の中

バブル経済が崩壊してもコマーシャリズムに偏した日本社会の精神構造が崩壊したわけではない。むしろ改革を旗印にして、グローバル・スタンダード化という名目の下に、神の見えざる手をついには振り払って消し去ろうとするニューエコノミーの考え方が市場を席捲し、社会のみか個人を含めたすべての人事を決裁しつつある。20年前に「安全学索隠」で辛島先生が警鐘を鳴らした「利益追求原理」への偏向偏重は、「市場原理」という新たな名をまとい日本社会全体の指導理念となりつつある。

そんな中、市場というフィールドでのマネーゲームは白熱し、今日勝った勝者は明日の転落の不安に苛まれ、今日負けた者は、「チャンスは平等で、明日があるさ」という言葉に踊らされまた挑戦し、そして勝ち続けている者はさらなる優位に立たなければならないという強迫観念に責め苛まれる。そして人はいつ果てるとも知れない競争に狩り出され、労働力の収奪と共に結果として人間性を失われ商品化されてゆく。

商品の対価は継続的もしくは一時的ないわゆる給与であるが、その競争に乗らないフリーターやニートなどの若者は問題視され、リストラや定年によってその競争から降ろされた中高年は行き場を失い、結局、ほとんどが悲惨なチキンレースに追い込まれる。

もちろん市場経済にも長所がないわけではない。市場の勝者は多くの思いを遂げ、願って余すところなくもあろう。欲望の強烈な人や市場の勝者もしくは勝利を希求してやまない人々には、徒に抑圧されて欲求の自由が妨げられることなく、闊達な抱負に従い人生の喜びを追求できる可能性が大きい。しかし自由はむしろ結果よりも始まりの選択にあるのが普通であって、その喜びは夢とともにあるとあってよいであろう。欲望の豊かさがその人生に張りを与えることになるわけである。欲望が解放された人々は欲望と共に士気盛んになるが、その士気はストレートに生産物の消費につながっていく。しかも消費に導くため常に刺激が与えられて欲望は高まる一方である。

しかしそれにもかかわらずほとんどの者は、その解放され高められた欲望を満たす手段としてのお金を十分に持ちえず、行き場の無い欲望の持つ不満と不安とに苛まれる結果ともなる。

そんな不安と不満が渦巻く社会において、時折、嵐の中の雷鳴のように狂気が走り、狂っているとしか言えないような犯罪が横行したりもする。

犯罪が起こらず自然災害によるダメージもほどほどに食い止められるなど、個々人の留意と覚

悟のうえに広く客観的な社会状況を作り、常にその根底にあって安全のための秩序や正しい組織体制を整え管理していくのが国家であるが、そのなすところが政治であり安全のために具体的に練られるのが諸々の方策即ち政策である。もちろん安全的であることはできるだけ客観的であり普遍的でなければならないが、普遍的とばかりはいえないにしてももしかまなお公平さを失ってはならないのが政治であるともいえる。しかしこれが財産や資産などの金銭問題に焦点が移るとひたすら「経済」と捉えられるものとならざるをえないが、「経済」となると公平と共に政治の公正さが原理的に失われることになる。「皆が一応標準的生活が可能であるような収入を保証してやるということは社会的な安全即ち安全を実現実行すべき組織としての国家でありその行政府といえるが、いろいろとその中に含まれる組織は行政府ばかりなのではない。広義の行政には司法や教育やそれらをのぞいた狭義の行政も含まれる。そしてそれがお金に偏っているのがいわゆる経済官庁による行政と言ってよいであろう。しかし今日政治と経済は通常二つの対立項として観念されることが多い。そこでは本来政治と同義であるべきものが金銭によって代表表現されるような生産や便利追及的サービスの問題に偏るとともに、経済は政治と対立的に対比されることになるのである。

しかしここではその政治や経済の問題には立入らないことにして、教育と司法についてだけ考えてみることにするが、それは政治の中心課題ではないがそれだけにかえって三権分立的精神の根底的具現に関するものと言うべきものだからである。

3、 教育と司法が鍵だが、その教育と司法が危ない

かかる状況において、この危機を克服してゆくためには教育や司法が重要な役割を果たすものであることは言うまでもない。

ところが、教育や司法のこれからを考えた時、そうした社会問題の改善の制度としての教育や司法について楽観できない問題がある。それは、教育と司法の場にも市場原理が広まっていることである。

少子化により、学校が過剰となる時代になり、大学までも全入時代に突入しようとしている。そうなる学校も商業的競争の中で経営してゆかなければならなくなり、何とか学生生徒を集め、利益を確保して廃校を免れるかということが最優先課題になって、社会への寄与寄附よりも何よりも自身の生き残りが大きな課題となる。しかし、教育の場が結果として供給過剰であるうえにしかも国家や地方公共団体の財政難で補助金も十分に出ないとなると、いきおい競争に打ち勝つために先にも言ったように人と金を集めるための商業主義そのものと化してしまい、企業が行っているマーケティングやマネージメントの手法通りに、顧客たる学生は満足し親は費用を惜しまずに出す体制を作ろうとして経営に腐心し、市場原理主義に徹していかざるをえないことになる。

現に大学全入時代を迎え、各大学はより学生にアピールするために、お洒落なレストランや便利な商業施設をキャンパスに誘致し、そうした施設の魅力を宣伝する様は、どこのテーマパーク

かと思間違ふほどである。

司法はさすがに遊園地的外見を飾るなどということはありませんが、事の本質は変わらず大衆社会に適応していこうとしているのではないかとわざとをえない。今日司法試験合格者数を増加させ、弁護士の数を急激に倍化させると同時に、裁判員制度の導入により司法権に民主主義原理を導入することにもなった。

確かに市場における競争や、多数決はそれ自体は決して悪いことではない。ただ価格の独占となれば独裁者の政治同様の問題を引き起こしかねないが、適切にカルテルやトラストが規制されるならば意欲と才覚を持ってその社会に住む者にとっては、益をはかりやすいといえる。

だが、教育や司法の場においては、いかがなものかと思う。教育の場や司法の場では、正しいことは正しいこととされ、善は善、美は美として一貫して変わることがあってはならない。しかし、実社会とも言われる現実社会では、真善美がそのまま通るものではない。裏も表もある。

正しいことを貫き実現することは、お金になることや人気を博すこととイコールでもないし、正比例もしない。それどころかむしろ経済的には不遇な目に遭い、弾圧されるおそれが多い。

教師たる者は専門的もしくはノウハウ的知識ばかりでなくインストラクターとして単なる訓導に終わるものではないものであるとするならば、学生から大きな反発を受けても嫌われるような事も言挙げしなければならぬ。だが、真に学生の為を思っている行為であれば、10年、20年と経ってから、その学生は、教師の言葉の意味を悟り、そのような教育を受けることができたことに感謝するに至るのである。教育は、その場で、子供が喜ぶような事や、即座に利益がみえるような事を提供するものではない。

4、 いわゆる司法改革で社会はより安全になるのか

既に述べてきたところをもう少し詳しく説くことになるが、司法も同様なのである。

司法権は、法原理機関である。世の中の現実では、多数が強く、お金を持っている者が強くても、司法の場では、理が一番強いのである。多数やお金では司法は動かされない。だからこそ法は弱者のためといえるのである。社会経済的に少数派の弱者であっても司法の場では平等であり、理があれば、正しければ、社会経済的強者を相手にしても勝つことができるのである。

しかし司法は法の支配の維持貫徹を使命とするが、法のその手を離れたところで制度改革や改変が行われる。当面する問題で根幹に関わるものを挙げれば、先にも述べたように司法改革での弁護士数の急増と刑事司法における裁判員制度における民主主義原理の導入はその基盤を揺るがしはしないかと危惧するものである。裁判員制度は専門家でない素人が裁判に参加し、裁判官と裁判員の多数決で有罪無罪を決めるという制度である。民衆が参加してしかも多数決で決めたということが、裁判の正当性を補強する民主的でよい制度であるということであるが、国王が裁判官の任命権を持ち国王とその部下の裁判官で司法が運営されていたような時代では、司法の民衆参加は画期的な制度であったろう。しかしアメリカでも陪審員制度はその歴史的な役目を終え

むしろ制度の弊害が多いとして廃止すべきとの批判も強い中、21世紀になってからの今の日本で一般大衆の多数が判断したから死刑にしてもよいという制度をあえて導入する必要性はあったのだろうか。日本の職業裁判官はそんなにも信用できない輩であったのだろうか。裁判員制度を導入すると今より誤判率が下がるという客観的根拠はあるのであろうか。

また弁護士の急増は弁護士の質の低下をもたらし、司法制度の混乱を招きはしないだろうか。質が確保されても弁護士の過当競争により弁護士では生活してゆけない者が多数出現することになると、現実には真や善を追求して正義を実現することより収益を上げて自身が生き残ることだけを第一とする法律家が増えはしないだろうか。

安全学により概念が整理されて明らかになった安全の意義とは「危険に際して遇害を回避しながら目的を達成して成功すること」である。

裁判の安全とは誤判を避けて、正しい判決を下すことである。公正な事件の解決をはかることである。だが、今の司法改革の目玉である裁判員制度と弁護士の急速な倍増は本当に「裁判の安全」をよく考慮した上のことであつたのだろうか。

5、 教育や司法は市場原理にはなじまない

教育や司法においても提供する役務の質を向上させるための競争は大事である。競争の結果淘汰される者が、真や善を十分に追求・達成できなかった者ならば、大いに競争して半分くらい淘汰されてもよいかもしれない。

しかし、教育や司法における競争が市場原理そのものによる競争で、市場で顧客から選ばれたかどうか、すなわち、より儲けて人気を博したものかどうかということであるならば問題である。

なぜならば、正しいことを追求することは、多数の意見とは反する場合もあれば、そこから経済的利益が生じるわけでもないからである。

だからこそ、教育や司法は、ある程度の社会経済的な独立性を制度的に保障して、真なるもの善なるものの追求を成しうる基盤を整える必要があり、商業的な市場原理に本来は直接晒されてはならないものではないだろうか。

6、 行過ぎた市場原理の信奉への警鐘

ここで誤解の無いように一言触れておきたいが、私は市場原理そのものを否定しているわけではない。また、儲けること自体を否定して、商業を教育や司法の世界より卑小なものとして論じているのでもない。

商業の世界においては、誰にでもチャンスがあり、公正な競争により、顧客から選ばれたものが勝つという市場原理には合理性がある。

また、商人の目的は儲けることであるが、儲けること自体は決して悪いことではない。儲けが

無ければ家族共々路頭に迷う。さらに、そのお金の苦勞を続けているうちに、ついに安全なところ（成功し、遇害を回避して危険を克服したところ）に行き着いたとき、商人は金の亡者ではなく、真善美を実現する立派な人物になっていることが多い。なぜならば、さまざまなリスクを回避して商売を長く繁盛させる「安全な儲け」を目指すのであれば、悪い商品を高く売って自分だけが利するのではなく、多くの人により有用な商品（真なるもの、善なるもの、美なるもの）を供給したことの見返りとして自分にも富が集まって来て成功するというに自ずとなっていくからである。社会に有用な商品（物、サービス）を提供する商業は必要なものであり立派なものでもある。

さらに言えば、どの職業であれ、最後はその職業を通じての人格（魂）の陶冶と、社会への貢献と生活してゆくための財産の取得が達成されるものであるし、またそうでなければならない。その意味で職業に貴賤は無く、極めれば最後は同じ到達点に行くものであると私は考える。しかし、そこに至る道、又は順番が業種により違うのである。この点は看過してはならないであろう。

教育や司法は、市場原理の下でお金を集めることについて苦勞を重ねることにより当人と社会に成長と益をもたらすだけのものではなく、まず真善美を求め、それを実現する苦勞を通じて当人と社会に成長と益をもたらすものでもなければならない。

問題なのは、市場原理主義はあくまで商業の発展において一定の存在意義が認められる理屈の一つにしか過ぎないはずであるのに、市場原理がすべての人間の営みに有効な万能薬であるかのように信奉され、その結果お金がすべてという価値観が支配しつつある現代の風潮である。

7、最後に 「安全学にむけて」

安全の問題は人類の生命の誕生とともに始まり、古くて新しい問題である。

そして、安全は、安と全、すなわち「無事」であることと「成功」することである。危険の反対概念ではない。

「危険こそ問題の発端であり、安全は課題としての結末である。」（「安全学索隠」45ページ）しかし、恐れおののいたり冷や水を浴びさせられるような切迫したあるいは脱却困難な危険に遭遇して思わず天を仰がなければならぬような危殆に瀕することなどはないにこしたことはないが、やむをえない場合は別として、リスクをあえてすることはめったになくとも、全く免れて危険が全くないなどということはいえぬ。だからこそ、安心しきることなく常に安全を心掛けていなければならないのが安全というものであって、安心と安全はむしろ相反するものといって決して論過の謗りを受けるものではない。

通常「危険」というものは、成功と遇害の両用の可能性を含む不確定事態のことなのである。これも先に述べた裁判や司法の安全ということとともに次回に扱いたい。

「危険」は決して破滅を意味するものではなく、回避可能なものである。

本稿では、市場原理と教育等について述べたが、安全学の問題は無論それに尽きるものではない

く、地球温暖化の問題、エネルギーや食料の供給の問題等さまざまな危険が山積している。

現在、地球規模で人類は危険な状況にあるといえよう。

現代文明のもたらした様々な利便性と引き換えにパンドラの箱を開けてしまった人類に残ったものは「希望」である。

そして、「希望」の果てにある人類の向かうべき結末こそが「安全」なのである。

< 寄稿 >

食経験と食品衛生

宮地 竜郎

東京農業大学 生物産業学部 准教授

「虫の味」(篠永 哲著・八坂書房)という本を読んだことがあります。これは日本を含め世界各国に生息している昆虫を、食用に供されているか否かを問わず食べてみてその感想を述べた体験記です。人類はその誕生以来、地球上のあらゆる動植物を試しているはずで、この本はその追体験であると言えます。どの民族が何を好んで食べ、何を食べないかは文化人類学、食生態学および食文化論の主要なテーマとなっていますが、近年、食品衛生学分野において食経験に関する議論が盛んに行われています。

食経験とは、未だその明確な定義付けがなされていませんが、ヒトがある動植物を、あるいはそれらを原料とした伝統的加工食品を幾世代にも渡り食してきたという経験を指す言葉です。従って、食習慣に基づいた風土病等僅かな例外もありますが、ある動植物に食経験がある場合、この動植物は疫学的に安全性が保障されていると考えられています。1960年英国において七面鳥の大量死が発生しましたが、その原因は飼料中に含まれるカビ (*Aspergillus flavus*) の生産するカビ毒によることが判明しました。そのため、我が国において清酒や食酢の製造に使用され、日本の国菌とまで言われる麹カビ (*Aspergillus oryzae*) やかつお節の製造に用いられるカツオブシカビ (*Aspergillus glaucus*) 等は *Aspergillus flavus* と近縁なカビであることからカビ毒の生産能が疑われました。現在では、日本国内において発酵食品製造に用いられているカビはカビ毒を生産しないことが確認されています。日本人がこれらのカビを意図的に使用したのか、あるいは偶然であったのかは不明ですが、これは食経験のある食品の安全性を裏付ける事例の一つであると考えられます。従って、食経験の有無のみから安全性を判断することの是非については多くの議

論すべき点が残されていますが、我々がこれまでの食経験に基づいた食生活を送る限り、その安全性はある程度保障されます。

近年、食経験が議論される背景の一つに遺伝子組換え食品やクローン動物由来食品の安全性に関する問題があります。我々が現在摂取している食品は、人類が生き残るか餓死するかの瀬戸際の経験から得た、食経験というスクリーニングに耐えて残ってきた食品であるのに対して、遺伝子組換え食品中には極く微量ではありますが食経験のないタンパク質等が含まれるためです。従って、遺伝子組換え食品の安全性に関する問題は、遺伝子組換え作物等による生態系の遺伝子汚染の問題を除けば遺伝子組換え技術とは直接関係がないことがわかります。遺伝子組換え食品は食経験のない（安全性が保障されていない）動植物由来の食品である点で、前述した食用に供されていない昆虫や後述する製造工程中に有害物質が生成する可能性のある高次加工食品と同じ立場にあります。ただし、このような食品中に混入している物質を議論する場合、オール・オア・ナッシングの判断になりがちですが、食中毒細菌をも含めた食品中の病因物質量と罹患率の間には閾値があり、食中毒予防の衛生管理においてもその費用対効果が基礎とされることから、物質混入をゼロにするのではなくいかに許容範囲内に抑えるかが現実的な問題と考えられます。

食経験が議論されているもう一つの背景に、現代の食品加工技術の進展があります。人類の食経験は現在食用とされている動植物そのもの、あるいはそれらを原料とした伝統的加工食品に関してのみ該当すると考えられます。言い換えれば、成分組成とその含有量に関してあるパターンをもった動植物あるいはその加工食品に対してのみ、我々は食経験を持っていることとなります。従って、食品原料に対して成分組成の変化を伴う高次加工を施した食品に対しては長期間の食経験はないと言えます。一例を挙げると、オリーブ油等の植物性油脂は長い食経験を持つ低次加工食品ですが、植物性油脂に水素添加を行うことで製造されるマーガリンは発明されて百年程度であり、現在、製造時に生成されるトランス脂肪酸の安全性に関して議論されています。高次加工食品の安全性に関しては、特定の食品の健康・栄養情報に翻弄されることを指すフードファディズム（Food Faddism）と対極の位置にある、いわば逆フードファディズムが起こりやすい状況にあります。

本誌創刊号 p8（「食の安全とフードチェーン」）においても引用しましたが、現代は「幾世代にも及ぶ経験に支えられた信用できる食品のみを常時食して生きることは今や不可能な」時代です。人類の食糧確保の観点からも、食経験のない新たな高次加工食品は今後も開発されてゆくことが予想されます。食経験は究極の安全性試験であると考えられ、食経験のない食品の安全性評価もこれに匹敵する手法で行うことが望まれます。しかしながら、全ての食品成分を網羅的に分析し、その安全性を評価することは多大な時間と労力を要するため、実験動物等を用いた安全性試験および特定の成分に関して分析を行い既知の安全な食品と比較することで安全性を保障しているのが現状です。近年、分子生物学的手法の一つに、細胞内の全ての遺伝子発現を一度に検出することが可能な DNA マイクロアレイ（DNA チップ）法が開発されました。病因物質が混入している可能性のある食経験のない食品を実験動物等に投与し、細胞から抽出した mRNA（メッセンジ

ャーRNA) を DNA マイクロアレイに供することで特定遺伝子の発現が確認できます。発現した遺伝子が細胞内の解毒等に関与するものであれば、投与した食品中には病因物質が含まれることが予想されます。従来の実験動物を用いた安全性試験では検出されないような障害を網羅的に検出できる点で画期的です。ヒトを含めゲノムの全塩基配列の解読(ゲノムプロジェクト)が終了している生物に関しては DNA マイクロアレイの適用が可能であることから、これらの生物の採食行動(何を好んで食べ、何を食べないか)を分子論的に理解できる可能性があります。ヒトの食物選択は他の生物と異なり文化的な要因に支配されている比重が大きいと考えられますが、栄養豊富で安全な食物の選択はヒトの生存にとってプラスに働くことから、その選択はヒトの生理を反映したものである可能性があります。今後、この分野の研究が進展することで我々の食品への理解が深まることを期待します。

< 寄稿 >

安全理念からする教育の意味

安全学研究所 杉野 元子

安倍内閣の下では、対外的な問題としての拉致問題と並んで、対内的には改憲と劣らぬ基本的な課題として教育問題が大きく取り上げられていて、現在の教育が死に瀕していると言わんばかりの名称の「教育再生会議」なるものが本来の教育審議会とは別に召集され、あたかもその上に位置するものであるかのように活動している。

現教育に対する非難の一つは「ゆとり教育」に向けられている。「ゆとり教育」という言葉は、おそらく詰め込み教育もしくは追い込み教育に対する語であると思われるが、高度化し複雑になっている現代社会生活において基礎とされる知識量は日に日に増大している。それにもかかわらずゆとりを重視するという事は、どういうことなのだろうか。単に授業時間数を減らすことが「ゆとり」なのだろうか。遊びほうけることも子供の成長にとっては大事であるが、いわゆる「ゆとり教育」で子供達はそのような時間を獲得したのだろうか。あるいはまた、ただ暗記させ記憶させるのではなくじっくり時間をかけて理解を進めていくこともゆとりのある教育のあり方ということができるだろう。しかし、いずれにしてもそうすれば進度が遅れ獲得した知識量が減少することは当然のことであろう。ゆとり教育が尊重されなければならない理由の一つは、知識偏重の排除でありまた一つには将来の基本的な成長力の養成にあることは疑いないであろう。問題は、ゆとり教育的反省の中からそのような児童の自発性の高い理解力を、いわゆるゆとり教育的思考を生み出したのか、ということである。

遊びほうけることは少子化の進展と恒常的な地域社会の崩壊によって成立の可能性が狭められていると同時に、一時の日本の「一億総中流」といわれるような中産化現象によって実質を見失って名目上の学歴社会を生み出されて競争的マルバツ思考が増長され空虚な高校全入大学全入へと駆り立てられてきた。ある時期文部省は非正規教育として排除してきた塾教育を積極的な公教育として奨励した。しかし知識には詰め込まれた知識のほかに時には諷刺的ともなってしまう知識 **intelligence** を区別することもできる。受動的な詰め込みによる知識だけでなく主体的積極的な知識獲得姿勢を養成することもありうる。

一般に 1977 年から始まったとされる「ゆとり」教育はとくに小中学校の理科教育などがそれまでの生活に根ざしたもものから系統的学説史的教育への切替えによって知識重視型となり、それによって理科離れや落ちこぼれ問題が顕在化したことへの反省から主張された経緯があり、その評価については今も賛否両論さまざまであるが、ともかく積極的な知識獲得力や理解力養成の取り組みの成果は明確なものとならず、単に「詰め込み時間」の削減と「知識の簡易化」という安易な手段が先行し、そのことによって公教育を衰退させたという批判をゆるす結果になってしまったのであろう。そして中心課題である知識教育に関しては塾の役割が重要性を増すとともに、最近ではさまざまな出版物による徹底した基礎的な訓練の提案が脚光を浴びて、改革の動機の一つでもあったゆとり否定詰め込み肯定への疑問や反省に対する関心も薄くなっている。だが、そこには、依然としてまだ「豊かさ」を質を忘れて量としてばかり捉えようとするのと同様の、「ゆとり」についての根本的な誤解をみてとることができよう。

この失敗を「量から質へ」の飛躍の失敗と表現することもできようが、人格もしくは徳であれ知であれ質の向上こそが教育そのものの目指すところだとすれば、その失敗は教育の失敗そのものといえるほど重大深刻である。この教育制度そのもののあり方に関してもやはり従来の教育の歴史に基づく批判的分析が必要であるが、それは次稿に譲りたい。

量から質への飛躍の失敗といえば、いわゆる経済分野にも同様の例が挙げられよう。一頃さかんに景気低迷の年月を失われた十年とか二十年とかいいながらも世界的にみれば依然として日本は豊かであるが、現在の大勢を占める企業には、低賃金の新興開発途上国に太刀打ちできないこととともに労働者の権利が強すぎるのが問題であって正規雇用を減らし日雇いの労働者を増やすべきである、といういわば「質から量へ」をめざすような顕著な傾向がみられる。現在の日本とは別の方途を探ったといわれる知識社会を目指し、現在質の高い教育大国となっている北欧などはこの対照例であろうが、こうした点でも全体的な目指すべき方向性も教育的方向には向かっていないように見える。

現在の日本の教育改革に話を限ってみても、安倍氏のやり方は改革というスローガンの下に改善を否定し、オール・オア・ナッシング的転換を事とするところがある。「ゆとり」教育の必要が叫ばれたそれなりの背景や事情といった歴史的な経緯を一顧だにせず、ただ現在目に付く欠点のみを論って、規律の強化や愛国心の強調という単純な方向転換的改革を正当化しているように見えるが、こうした発想そのものもおよそ教育的でも知的でもないといわざるを得ない。

こうした歴史の軽視無視の誤った姿勢が現在の日本の外交問題にも深刻な害を及ぼしていると思われるが、歴史を省みないことには、反省もなく常にその場の思いつきの言い逃れで物事を律していけるものだと思ひ込むような学ぶことにとって破壊的な心情を生み出しかねない恐ろしさがある。なぜ歴史が軽んじられるのか、言い換えれば刹那的な思考が問題視されず、或るところではむしろ軽快なものとして尊重されているのだろうか。

一つには現代の教育の根本的問題の一つでもあるが、現代社会における主体性の捉え損ないにあると考えられよう。本稿ではそれに的を絞って考察したい。すなわちいわゆる右翼的主張においては「愛国心」を叫んで主体性がいたずらに軽視ないし否定され、逆にその攻撃的になっているいわゆる左翼的主張では「個性尊重」を理由に教育という外的作為を一切拒否し、却って外的作用力を絶対視し主体性の全面的否定に陥っていると捉えられがちである。しかし、安全における主体の捉え方によってこの問題は止揚できるのであり、教育理念としての安全を立てるべきであるというのが本稿の主張である。つまり安全に関する個別的な一々の知識を教えるいわゆる安全教育とは別の、安全を目的として構築されるという意味での一般的かつ根底的な安全的教育の必要について論じたい。もちろん個別具体的な安全教育の重要性を否定するものではないが、これまでもこの会報で何度か指摘されている通り環境問題の本質が実は安全問題であるように、安全問題の具体的広がりも従来考えられていたような労働災害交通安全などに止まらない遥かに大きなものとして捉えられなければならないことは注意されるべきであろう。

安全の考え方には従来の権利主張的な扱いを超えた主体性の扱い方捉え方が含意されていることは次のような個別具体的安全問題によって示唆される。たとえば病虫害の駆除のための消毒や一斉大掃除、更には疫学的な公衆衛生上の予防処置のための隔離政策などの文句なしの強制的処置は人権の点から擁護することは難しいであろうが、安全の観点から事実上容認されている。勿論、近年のアブグレイブ収容所などの政治犯の隔離問題などを想起して安全が人権侵害の隠れ蓑になる懸念を抱く人も出てこようが、その場合でも安全が人権と対立するわけではなく、いったい誰の何のための安全か、安全の主体が問われなければならないのである。人権は本来的にとくに為政者による利益侵害防止の根拠であって、私的利益追求による弊害があらわになるに従って、その抑制防止の根拠として現在対立的に施設される公共性とも鋭く対立する。人権の根拠を深く問えば、人権は安全によってその根拠を与えられなければならないというべきである。

さて、教育の問題に関してはすでに前号で芹沢先生が必修科目の未履修の問題を取り上げられ、その問題本質は理想である全人的もしくは人格的な一般基礎教育と、資本主義もしくは市場主義社会における企業や個人の要求との矛盾的対立であることを指摘されているが、そうなる結局、人格教育もしくは全人的教育を中心とするような教育といわゆる経済、市場経済の矛盾的性格をどう調停するかが問題ということになる。現実の歴史を無視したままの「愛国心」主張は行き過ぎた個々人の欲望追求の抑制を求めるのであるが、しかし、「忠君」と組み合わせられた「愛国」は結局、その問題の根底に古い「全と個」「全体と個人」の間の矛盾的対立を残したままで

ある。全は部分に先立つ全一なるものとしての全であり、個は根源的な分割不可能な一者として一種の全である。個も全の一種であるとするれば、「全と個」というのは結局「全と全」「個と個」という同じものが並び立っている関係である。全-個関係としての社会と個人の関係は権利という結局最終的には力による決着に行き着かざるをえない。

近年、個々人の欲望追求に基づく真の経世済民的経済なき市場経済主義の行き過ぎを抑え、個人主義を止揚するものとして、前述のように「公共性」ということが盛んにいわれるのであるが、「公共」という側面状態記述的概念の目的的な実質は「安全」ということにほかならないのではなかろうか。人が各人のいわゆる安全の行為主体であることから始まって、個人をこえた人間のすなわち人の社会全体の安定や平和とすぐ結びつけて考えられるような全を即ち十全な意味での全を安んずる安全主体として捉えられるに至るとき、或いは逆に全的な社会の安全を追求することからはじまって、その成員各個の「全人的」安康や安寧、安定もしくは平安の可能な限りの充足をも求めるにいたるとき、個人と社会の関係は安全の主体としての人間と、それを補完し十全足らしめるものとしての社会の関係として捉えなおされる。安全という理念は一人の人における社会の一員としての面と個人としての面を調停しうるし、更に人にとっても社会にとっても共通に志向されるべき目的となしうるものであると思われるのである。

<教育の本質:教育と情報提供の違い>

最近、或る大学の先生が「大学は情報サービス産業だ」とおっしゃるのを聞いて驚いたことがある。この発言の問題はもちろん、一つには大学は産業に過ぎないのか、という点にあるが、地味であるが基本的なもう一つの問題は「情報」と「知識」或いは「情報提供」と「教育」とが無分別であることである。昔の話で今はどうか知らないということだが、きくところによると米軍向け放送 FEN ラジオの一日の終りのフレーズは **education and information, save your money.** とかいうのだったそうだ。moneyの方はさて置いて、このように教育と情報提供とは一緒に並べられることも多く、一般に教育とはすなわち情報提供のことであるというふうに同一視されてしまっていることもしばしばである。

しかし、**e-ducate** と **in-form** とはまづ行為の方向性が逆であることがちがう。英語をみれば、前者は行為者が受け手すなわち教えられる側の中から何かを引き出すことであるのに対し、後者は行為者が受け手の中になにかを形づくる行為であることを示すことは明らかである。教育の媒介手段は必ずしも知識に限らない、体験学習などというように体得的に実践訓練によって身につけることもありうる。教育はとくに言葉を媒介した場合、**inform** される提供情報の受容授受と混同されやすいが、この知識教育的 **educate** と体得との混同混乱を防ぐためにいっておけば、むしろこれは **in-struct** である。

厳格に言うならば、日本語の「教-育」は「育」に匹敵する **e-ducation** や更にいえば **nurture** と、「教」に匹敵する **in-struct** や **in-formation** などが併せ含まれているものと考えられ、したがってそこにまさしく躰教育をも含意されているとみて誤りはないであろう。しかし、人間という

主体性と意志を尊重されるべきものの成長過程において、躰教育の有効性や重要性優先性をどの時点までどの程度認めもたせるべきかは慎重に判断されなければならない、適当な時点で教育はむしろ犬や猫とは違った内発的な主体性に基づく行為に切り替えていかなければならないことを忘れてはならない。

教育と情報提供では、教えることが教える側の行為におわらないのに対して、情報提供がそれで済むところに決定的な違いがあるのであって、語そのものに即していえば、いわば教えることが結果挙述的であるのに対して、情報提供が開始相である違いといってもよいだろう。したがって何かものを教えるというからには情報提供のようにただ何かを申し伝えて済むわけではない、情報内容が正確だけでなく、その意味づけ位置づけや評価も含めて十分な意味で伝えられなければ教えることにはならないのであって、その点はある方は違っても **instruct** と同じで教えた事柄が受けとる側のもの、その人のものにならなければならないのである。そして、そのように外的な情報が受け取ったその人の中で位置づけを与えられ主体的な認識や経験となつてはじめて、学んだといふことになるのである。

体験的に身につけられて、血となり肉となったものもやはりまだ単なる主観的なものであって未だ経験ではない。なんらか一般化されて客観的なものとなつてはじめて経験といふものになり、さらに言葉を媒介にし概念化されて知識になる。とくに感覚主義的経験論において **experience** や **Erfahrung** は **Erlebnis** に近く、したがって翻訳語としての経験は体験と区別が曖昧になることもあるが、漢字そのものからすれば体験の体は体得の体であつて、体験は体で験されていればたとえ個々バラバラのその都度の出来事事柄にすぎなくてもそう言う。しかし経験となるにはなんらかの縦糸である「経」が必要で因果や理由づけなど脈絡を必要とし、そのことによって何らかの客観性を備えることになると思われる。客観性は **data** によって直接に付与されるのではなく、カント的な意味で主観的な脈絡を契機としながらそれを陶冶することによって程度と質を増してゆくようなものである。科学技術的知識獲得の営為においてはその脈絡である一定の手続きは一般に遵守すべきものであつても各人の吟味すべきものでない定説であるから **data** が客観性を付与するものと思ひなされてしまうのであるが、**data** が客観性を備えた理の助けを借りて付与するのは蓋然性である。十全の客観性を備えれば或る **data** によって直観を獲得しうる可能性を増すことになる。

体験によって教えることは個々の体験に止まったままであることもあり、また体験を教えるとなれば、客観性をお話や情報に止まりかねない、客観性を備えた経験を教えるのであつてはじめて知識教育といふが、それは情報提供と違って教えられる側の理解を確かめながらでなければ進まない。知識は受容者の理解なしには成り立たず、その点で理解力は必須であるが、情報提供にとって相手の理解は絶対条件ではなく、その人の理解力なりに理解させれば済んでしまう。しばしばインフォームド・コンセントが医者責任逃れといわれることもそのような事情によるのである。言葉を媒介にする教育は単なる情報でなく知識の伝授であり、そのために必要に応じ

て相手の理解力の拡張をもとめなければならず、だからこそ子供には余計に、すでにある程度
の理解力を身につけた大人に対するような単なる情報提供ではなく、教育が必要だと言えるので
ある。

学ぶためには知らなかったことを知るといふ知識を量的に増すことばかりでなく、理解不足を
あらためることも、時には自分のそれまでの価値観を否定することが必要になりうるが、教える
とはそのところも必要に応じて含んでいうわけである。教えることは時には個性の尊重どころ
かその逆のことをせざるをえないこともあることになるが、それが許されるのは教える側がなん
らか学ぶ者のためにするという大前提あってこそである。教える者が教えられる者をサービス産
業の単なる消費者として位置づけるとき、そこには単なる利害関係しか前提されていないこと
になるが、近年では、教育に伴う情状酌量の余地のないその非情な市場経済に基づく関係こそがフ
ェアだとか正義であるかのように称揚され喧伝されている。もっといえば少年犯罪に対する教育
的配慮をまるで不必要なものとしてマスコミが実名報道することが容認される傾向にあるとい
うのも社会全体の教育の放棄の傾向を示しているのかもしれない。

人間関係において利害をまったく伴わないというのは現実にはありがたく、むしろ利害関係が
関係を長続きさせる紐帯であることも多いが、しかしそれでも理想が現実の中に込められるべき
であり、教育において利害でなく愛や情が根本にあるべきだというのは否定できるものではない。

そうした面からみると学校でなく、家庭こそ教育の根本的基本的な場であるといえる。現にひ
とが心身ともに生育するばかりでなく、もっとも基本的な素養を身につけるのはまづ家庭におい
てであろう。しかし、現在、家庭は離婚も増え単身赴任や共働きで一昔前のように機能せずむし
ろ実質的に崩壊しつつある。そこで、学校教育に失われた家庭教育の代替補完を期待する向きも
多くなっているが、それでも家庭独自のものである哺育養育まで学校が負いきれるものではなく、
そこにこそ現代の深刻な人間性の崩壊問題の根があると思われる。一言で言えば、教育場もしく
は躰の「場」としての家庭は消滅しているといつて過言ではないほどの状態になっている。さら
にいえばもはや生活の場とも言いがたいケースが増えており、父親はいわずとも甚だしくは母親
との対話も食を共にすることもなく子供が一人きりで食べる「個食」という言葉もつくられるほ
どの事態になっている。漢語の共餐は横文字の **commune** (共同体) のもとである **communion**
に通じ、**company** の紐帯の基礎である。しかしともかく、確かに従来とは比べ物にならないほど
複雑化して先行きの見通しの立ちにくい今日の社会ではとくに職業教育を昔のように家庭に期
待することはほとんどできなくなっており、子供に将来の社会生活手段を付与する技術教育面で
家庭よりも学校や社会の場での教育における役割の比重が増すばかりである。

学校での職業教育においては先にも述べてきたが、人格教育こそがあくまでも技術教育の基礎
になければならないであろう。技術教育の場において人は道具として扱われ一種その性能を評価
されるのであるが、人格において単なる道具としてのみでなく目的そのものであるかのように扱
われうるのである。それが人間のための教育というものなのである。

もちろん手段なき目的は現実にはならない。したがって他方で人格教育も、最も基本的な技術

教育としての「よみ、かき、そろばん」といわれる基本的道具立てとしての素養的知識や技能がなければはじまらない。しかし、とくに子供を対象とする教育において、先にも述べたように、何らかの人格教育が技術教育を通じても施されなければならない。ましてこれからの時代にはとくに、科学技術が人間性を否定する方向で力を増しさまざまな不可逆的に深刻な弊害を生じさせてきたことの反省に基づき、その趨勢を変えて人類のあやうい存続を確実なもの健全なものにしなければならないという見通しと意図に基づくならば、人格教育を強化しそれが常に技術教育を超越、それを制御統御するものとなるよう強化改革することこそが求められているのではないか。技術は工夫が重ねられて進歩してゆくが、それが本当に人間のためになるのか、現在求められている批判と反省が教育改革にも反映されなければならないのではないか。

紙幅の都合で今回はここまでとし、次回から教育と社会のあり方の問題を更に論じてみたい。

<プロジェクト構想>

「郷党的農工都市」構想について

平成8年に、当研究所の辛島司朗氏は「都市と農村の協業によるリサイクルシステムに関する調査報告」を埼玉県農業会議の委託を受けてまとめたことがあります。農業と都市廃棄物の問題を一体にして捉え都市問題と農業・農村問題を併せて解決しようとする郷党的な農工合体による農住都市の構想です。その内容は氏が経済に関する持論としていたものでした。しかし当時は急には受け入れられそうにありませんでしたが、いつしか状況が変わって特に新しい工業発展と農業とが対立的で一体的調和を欠いたまま進められようとして、都市問題と農業・農村問題との矛盾が今また国によっては大規模に再燃しそうな気配です。今改めて以前の考えを吟味し直すとともに敷衍しながら展開することが必要であるように感じ、ここに再掲して皆さんのご教示をお願いしながら、ご一緒に検討を進めることができれば、などと考えるようになりましたとの考えを辛島氏が時々口にするがありまして、今回さしあたって、平成8年に書いたその内容について簡単に紹介しておくことにしました。

報告書そのものは長大ですので、その時に作った要旨の中からそのための導入文と本報告書の序文を掲載しておくことにします。なお、その要旨はホームページをご覧下さるか送料込みの実費でお送りいたしますのでご興味をお持ちの方はご一報ください。本報告書をご覧になりたい方は、送料込みの実費でコピーをお送りいたします（A4 全140頁）。

「都市と農村の協業によるリサイクルシステムに関する調査報告」 平成8年

序

1.

これは「都市と農村の協業によるリサイクルシステム確立に関する調査」についての報告であるが、この調査は持続型農業システム確立のための必要に応ずるものである。結論をいってしまえば、そのためには都市と農村の互恵的協業によるリサイクルシステムの確立がもっとも効果的かつ重要であるということである。

それは、技術偏向の努力のみをもって現今の関心の的である生態系保全や農業の維持、農村地域の振興を模索するのではなく、理想的立場から農業を一旦人間生活の営みの中に据え直し、基本的にして且つ包括的な文明批判の立場に立って農業とその関連諸事項を考察しようとするものである。

このような考察は決して現実を無視し、理想に逸って突飛もなく恣意的に展開されたなどというものではない。正念場に立つ農業を正しく現代産業の中に位置づけながら、しかもその現代産業社会を人間社会の福祉の観点からみなおすものであって、限界状況に迫りつつある現代の産業社会からの切実で切迫した要請にもとづくとともに、その考察の結果として、また殆ど否定しがたく避けがたい帰結である。

わたしたちはここに大規模農業の創設による「農工新都市」建設を提案する。それは農業と深くかかわる都市由来の新種の工業を農業と組合せたものである点でそのように名付けうるが、農村と都市という見地からは、「郷党的農住都市」としても特徴づけられる。農業を中心に考え農業の振興を考えた都市で、計画的に全く新しい形で農村を都市化すること、或いは「むら」としての農村を農家農民とともになくしてしまっ、農業従事者とその関係者の農業「まち」を作ろうというものである。勿論それは自家交通手段その他の高度技術の発達を前提とし、耕作機械その他の供給者としての近代工業の思惑もしくは呪縛を前提にしていることはいうまでもない。

英語をかりていえば **agro - town** であり、将来これを分類的にいえば **agro - type city** となる。城下町、宿場町、港町もしくは漁師町とならべては、農業町または農民町ともいうべきものになる。しかし農業を考え直すことによって、基本的に「農工」町として捉え直すのである。正確には **agro - factory town** もしくは **agro - factory country city** というべきであろうか。いっそ **agro-factory-dwelling** としてその頭文字をとり **AFD city** もしくは **AFD town** としてもよい。

従来の過剰人口、過密集中、巨大都市の止めどなさは農村地域をスプロール状に侵略して抜本的な農業構造改善事業を困難にしているが、ここに「農工」都市を提案するのは、この都市問題も現代文明の矛盾の集約的現象として、根本的な構造改善が進まず襴縫策以外には為す術を失ったかに見える農業問題、農村問題と裏腹の問題だからである。二つを一つに併せ考えて始めて都市問題の根本的な解決策をうることができると同時に、農業問題の早急な解決には至らないまで

も、現代の、特に現代日本の農業問題の本質的な解決に迫っていくことができるからである。従ってまた、農業問題と都市問題の中のそれぞれにもっとも緊急性の高い課題を、バラバラにでなく一緒につきつめてゆくことによって、双方の多様な難問を地域毎にあるいはそのネットワークを形成しながら、根本的にしかも一挙にもしくは順次に解決できる端緒をうるのである。

この「農工業」ともいうべき新産業と、それにもとづく新しい都市の構想は環境技術会誌 NO. 79 (1994. 12) から始まる連載の NO. 83 以降でその必要を示唆したところであるが、今回のこの報告はそれを具体的に展開しようとするものである。

2.

ふりかえってみれば、この構想に及ぶべきものは、従来もなかったわけではない。

今まで展開してきた諸努力——農家の後継者を含めて若年労働力その他の新規就農者が農業に定着できるような「村づくり運動」の中にも、現にまた様々な地域の特色を生かした創造性喚起の村づくり塾、green tourism やリフレッシュヴィレッジなどの都市—農村交流運動の中にも、この「都市—農村再結合」提案と発想において部分的には共通しているかに解されるものがあった。しかしそれらは残念ながら根本的反省と総合的計画性に欠けている^{うら}憾みがあるのである。

最近では各種産業において、企業は新しい事態の展開に対応した産業廃棄物の自家処理の必要に迫られている。そのうち、特に食品工業や外食産業グループがそのための処理施設として堆肥工場を農村地域に建設しようとする計画がほぼ全国的に見られる。

農村中に立地する堆肥工場施設が農業と何がしかのかかわりをもつことは確かで、わたしたちの提案に外見上そしてまた部分的には酷似しているが、似て非なるもので、それらは根本的に従来の工場誘致、企業立地の闕を出ない。いわば新種の業種の工場誘致、逆にいえば相変らずのスプロールの進出にすぎないといって過言でない。異なるところは堆肥を農村に供給し見返りとしてその製品を買い取るという流行のリサイクル性を帯び、些かの雇傭機会供与以外にも若干製品の地域還元配慮を有するところである。だがもともと一体でなければならなかった都市と農村の乖離問題の解決については辺隅を^か掠ることさえない。しかし正にその乖離対立こそが、農業問題にとってないし現代文明にとっての宿痾なのであり、今またそれが産業時代のこの現代都市の明らかになりつつある重大欠陥なのである。このことの深刻な認識と正しい態度決定こそ、21世紀の前半が18世紀からつづく20世紀の延長に終るか、西欧型現代を超克する全く新しい世の中の始まりとなるかの分かれ目といって過言ではない。そして新しい農工郷党都市が新しい世紀の幕明けを意味するといえるのである。

3.

都市と農村の分離対立は農業と都市商工業との生産性の格段の相違、即ちいわゆる経済性とか経済力とかの、特に産業革命以後の圧倒的な「格差」によることは言うまでもないにしても、知

的訓練と情報量の違いも極めて大きいものと言わなければならない。

もともと農村部に対して都市部は管理的機能の集約されたものであったといえるが、いわゆる工業の発達による経済的格差の増大、差などという些細なものではなくその成長性の違いによって大きな「違い」となり、遂には別々の異なった物となったのである。その結果、農村は単純労働力ばかりでなく知的営為をも一方的に吸収され為す術を知らない状態にされて、徒らに都市とは反発し合うものとなってしまったのである。しかしそのような商工業及び都市側の農業圧倒及び農家軽視だけが農村を迫害するのではない、農民側の羨望とその裏返しのルサンティマン、農業側の居直りや自棄など、農村の萎縮も問題をこじらせてきた。

現代日本の農業と農村の問題を考えるには、やはりどうしてもグローバルな歴史的現代と地域的の日本および日本の歴史の理解に立ちながら、大きな経済の仕組みと同時に社会生活の真の姿を見損うことなく、産業経済的立場を国民経済的立場と併せ考察し、受身の姿勢を離れた正しい「産業」批判の上でたとえ定義し直す形まではとらなくとも、「農村」自らが「農業」を捉え直す必要がある。この構想は農業のみならず都市の現状の反省にも立った新しい方域社会とその経済の形成をはかるものである。

4.

以上が本報告書の第一部第二部をなし、第一部は産業経済部分であり第二部は農村—都市に関する部分である。第三部は第一部二部の考察を前提にしなが、委託者の直接の関心事である埼玉県に問題を絞り、そこでの具体的考察によって新しい提案を行うが、実現すれば広域的かつ総合的抜本的解決例として、ひとり埼玉県内に於いてのみではなく、埼玉県を先進モデル県としながら日本全体に妥当する新しいモデルとなることを確信する。前半は埼玉県の位置とその現状の把握であり、後半はその特質に対応する具体的提案である。

第四部では従来の調査報告書の様式ならば、各地における様々な具体例を挙げて提案の現実性に関する吟味資料とするのが普通でもあろうが、従来の農村振興対策については熟知しているであろう当事者に向かって事改めてその欠点を述べる必要があるとも思われず、しかも然るべき先例のないこのような大胆な提案なのであるから、本報告書ではむしろ新都市の概念をまとめ、その具体像に少し踏み込んでおくことにする。

しかし、机上の空論に終る具体策の提案は意味をもたない。従って提案する新都市については理念の具体的説明程度の基本的スケッチに止めざるをえない。このような新しくスケールの大きな構想についてはひとりよがり終らないために基本的提案がまづ世に受け入れられるかどうか、現実的可能性が認められるかどうか先である。その後具体的要求を受けて具体的知恵を提供することにもなるが、その具体像は衆知を集め多くの専門家の見識にまづ描き出されるべきである。今は、幸いにこの構想についてのその機会がつづいて得られることを願う以外にない。

終りに、この提案は埼玉県の農村地域振興の趣旨からの依頼に応じてまとめたものであるが、そのことを離れても首都圏においては何よりもまづ構造改善の余地の大きい埼玉県においてこ

そ望ましいものの筈と確信する。提案内容そのものは埼玉県にしか妥当しないものではなく、むしろ純粋なというか従来のというか、常識的な立地論的見地からすれば最適地は別にあるかも知れない。

この提案の具体的な実現可能性は農村地域振興対策費用と都市の廃棄物対策費用を併せて計画の中心的費用としながら諸資金を集約するところにある。同時に諸資金を集約することによって、改革のむつかしい縦割り行政の網の重みを横に散らし、世にいう「地方分権」の実質を把握しながら、明治以降の後進的近代化国家日本で果たしえなかった真の自治的共同体の可能性につなげていくものでもある。そしてまたその実現可能性は新たな都市の新規設計とその運営を通ずる行政全体の総合的協調と民約的綜合の中に見出されるが、それこそが地についての真の民主社会の日本ではじまりになるものと確信する。経済界が自由競争を主張しながら政府の制約を離れることができるならば、真の自治的共同体が中央政府の制約下にありながらも真の自主性を発揮する組織的な可能性を追求することができない筈はない。

< 新企画 > 言葉のパトロール

言葉というものは物事を考えるうえでおろそかにしてはならない大切なもので、読者の皆さんもよくお分かりのように、不用意なもしくはまちがった使い方していると誤解を招いてしまいます。

いうまでもなく言葉の乱れは正しい考え方の妨げとなるものですので、安全学にとってやはり言葉の整序は欠かすことのできない重要な課題でしょう。言葉を正していくことで思考をただし、問題の理解の混乱を未然に防いだり混乱したままに展開されている文章や物言いに惑わされないようにしなければなりません。考えが乱れていると言葉が乱れるばかりでなく、その逆もあるのです。言葉が間違っているのは、論理的な理解がなかなか難しいことになるのではないのでしょうか。

今回新しく設けるこの「言葉のパトロール」という欄では、辛島司朗氏の「安全学迸散」とは別の角度から、特に安全の問題に結びつけることにこだわらず、あり得ない言葉や不都合な言葉を指摘していただくとともにできれば批判を加えていただき、多くの方々のご投稿によってその都度のそれぞれの言葉の使われ方の妥当性と表現の是非を探っていきたいものと考えています。どうぞふってご投稿ください。お待ちしております。

「地産地消」と「域産域消」という表現とその是非について（1）

田村 真理

1. 「地産地消」や「域産域消」など

一般的には「地産地消」、さらには「域産域消」「旬産旬消」などという、まっとうな四字熟語と錯覚させるような四字を纏めていう対句表現が 2000 年を境に日本全国各地に広く行われているが、その対句語表現そのものの中に、それぞれの工夫の意図が容易にうかがえる。

「標語」めいた「地産地消」が初めて登場したのは、食料白書 2006 年版によれば、1981（昭和 56）年の衆議院農林水産委員会での当時の農林水産省の渡邊五郎官房長の発言からであるとされる¹が、地産地消をいうのはそれが「生産者と消費者とを結び付け、また地域の農業と関連産業の活性化を図る途」²であるからであり、また「生産者と消費者との『顔が見え、話ができる』関係の中で、消費者に地域の農産物や食品を購入する機会を提供することをつうじて、地域の農業と関連産業の活性化を図っていくこと」³でもあるからであるとされている。

当然「産」と「消」はそれぞれ「生産（者）」と「消費（者）」を略したものとなるのであるが、それに「地域」を略した「地」を入れれば「地産地消」、域を入れれば「域産域消」となるわけである。「域」は「地域」のほかに「流域」「海域」の略でもありえて、土地そのものばかりではなく川やさらには海の域でもありうる。しかし、生産海域ないし漁獲海域が直ちに消費海域でもあることはめったにないであろう。これらの四字連語は生産地と消費地の同一性を示す連語と考えるのが最も自然である。従って「地」や「域」ではなく生産消費の時期上の一致限定として季節的な句を言おうとするならば、「旬産旬消」という言い方にもなりうる。

長野県飯田市がウェブ上に公開している「環境レポート」の用語解説では、地産地消は「地元で生産された安全な農産物を地元消費者の食卓へ提供していくことで、健康な食生活⁴を培うという意味」であるといわれているが実は意味ではなく目的を言う文である。この四字連語の意味するところは、生産するその地元で消費も行うということである。しかしこの文で問題なのはあくまでも環境問題に中心をおきながら安全や健康に触れているだけで、食味に全く言及がないこ

¹ 『2006 年版食料白書』 p. 134 参照。

² 前掲書 p. 11

³ 前掲書 p. 119

⁴ 「健康な食生活」という言い方には問題があるが、別の原稿で触れることにし、ここでは詳しくは述べない。「健康」は体が健やかに滞りなく動くことであって、「食生活」への形容詞として用いることは不可能である。もし可能であるとすれば、健康な人間の生活ぶりのなかの食事の「しかた」についてであり、「健全な食生活」というのが正しい。本文には触れられていないが、法案までもが既に成立している「食育」という言葉も、本来はおかしい。

とである。食味そのものは安全には直接関係ないかもしれないが、健康のための栄養とは深い関係があるであろう。

旬に関して言えば、食物一般において、地域の自然な条件の違いは旬の時期の違いに通ずることが多く、当然生産と消費の地域的近遠は重要であろう。特に筍はその字からしても生産と消費の時間差は大いに問題となることはよく知られている。

そしてまた遠隔地収穫の旬のもののとれたての瞬間冷凍物は食味や栄養においてはさして問題なしとしても、長距離輸送をするならば環境負荷の点からはマイナスが生ずることは当然である。この場合の環境は地域環境周辺環境ではなく拡大的なグローバル環境であって、いかに旬にこだわっても環境問題への振り替えに終わらざるをえないとすれば、旬産旬消は地産地消とか域産域消と切っても切り離せないものとして語られなければならない問題なのである。但し、ここではまた後に触れるように環境問題やひいては農薬問題が関わってくることにもなる。

地を域に変えた域産域消については「農産物に限らず、全ての産業、人及び物の地域内循環」という言葉であるとしているが、更に「地」と「土」の異同の考察を加えてみれば明らかになるように、「地産地消」の「地」はむしろ「土から」とれるまたはとれた物をいうのであり、地消は土のほうを省略してしまった「土地」で消費されることをいい、地域に限定した生産消費活動のことなのである。後でまた詳しく述べるが、もし「土産土消」といってみれば一つ一つの生産物についていう趣があるのに対して、「域産域消」はある「地域での」生産消費活動全般をみての循環に重点を置いた言葉であるという違いを汲み取ることができるだろう。

角度を少し変えてまとめておけば、「地」は「土地」の略「地域」の略、いずれの場合も可能であり、したがって「地」だけでは様々に解釈される幅がある語であるように思われるが、実は地と一緒にいる「土」や「域」から意味の違いが出てくるのであって、飯田市の場合、地産地消が土地の場合に限定され、物理的というか土壌などの農地的なものだけを言うことになるのに対し、域産域消はそれらを離れた方域的限定域をも言おうとしていると考えれば最も妥当な言葉となるであろう。ここで更に言えることは、飯田市の場合、はっきりと「地」には域的限定を見ていないのであって、域的限定の代わりに古くからの「地元」という言葉を用いているが、中心に対して周辺というような言葉の違いの味わいが地元かよそ（他所・余所）かの区別にあるといえる。しかし味わい程度で止めずに、「土」を加えてもう少し詳しく調べてみる必要がある。

2. 「地」と「域」と「土」⁵

「地」や「域」はそれぞれその一字のみで、「土地」や「地域」を表すことができるわけでも、逆にそれだけの意味の広がり尽きてしまっていたりするわけでもない。二字語のうちでも海陸や山河、人畜や草木などは二字重ねてある範囲の意味の広がりものに拡張する。言い換えると

⁵ 以下字義の考察は、参考文献に挙げた辛島司朗先生の著作、未発表著作と直接指導に基づく。

二「種」ながら、種々その類い即ち「類」を表すが、それとは逆に、同類の中での種別ともいうべき限定を加えるものもある。「土地」は土という名詞が地を、白雪という場合の形容詞の「白」が後ろの名詞「雪」を修飾限定するように、「地域」は地が域を、限定する二字連字語である。「土」や「地」は名詞であって白のように形容詞的色彩名詞ではなく修飾的に働く限定辞であるが、これと対比させながら言うならば、拡張的に働く山河とか草木とかの枚挙的連辞は拡張的列挙の働きをすると言える。ついでに言えば、山河は無生物的基底についての、草木は地表的地上世界を言うのとの違いをみることができよう。先に述べたような違った種の語を並べて言う場合はそのレベルの種々のものを含めて類という概念を外延的に示す。念のために言えば、一々の概念がそれで指し示す空間内に延長している個々のもの一つ一つを外延と言い、その外延を最も少ない言葉で総合総括するのが内包であって、概念の定義では外延量と反比例する内包量が最小化されていなければならない。定義の一般の定式は「種＝類＋種差」であり、類は種を枚挙することによって示される。これは分割的であるが、移項して「種－種差＝類」となれば包括的統合となるわけである。なお、幾何学における定義のように最も有効で簡潔な定義は最も外延が豊かであり、内包は最も簡潔でなければならない。例えば生物というまとまりをあらわす場合、見かけのうえでは三字の連語のようにになっているが、動植-物が拡張的にすべての生物をいうことになる。しかし今日では生物と無生物の中間のウイルスのように、動物と植物の間に微生物が加えられることもあって、そうすると動植物が必ずしも全生物という類に当たる拡張概念を示すことにならなくなってしまう。当然定義には解釈の問題が付きまとわざるをえない。言い換えれば、意図目的志向性によって定義が異なってくるとはいえるが、個人個人でそれぞれ勝手なことをいって、それをいちいち定義というのは大いに問題であろう。

さて、先の例に戻って具体的に説明すれば、海陸や山河、人畜や草木などは上位概念をつくる拡張的連字語といえるが、驢馬や水牛はウマやウシ科を示す馬や牛という類概念に種差を加えて種をつくる限定的連字語なのであるが、地域の話に戻れば、人畜や山川、草木を含むものが「地」であるが、「地」は「天の下に無限的に広がるものとして」古く「天円地方」とも言われてきたように「天」と対置される言葉である。「地」は「陞」の変じた字であるが、古くは概ね軽い要素が上って天となり、逆に重いものが落ちていてのびて固まったものが地であると観念されていたのである⁶。「地」は、草や木が芽吹いた形を表す字である「土」が上下の方向性を持つのに対し、横への伸び広がりを表すのが本義である。「土」がまたその中からの「草木の芽吹き」そのものを表し、「生命の発現の根底」としての土でもあるのに対して「域」は戈と口もしくは弋（田の境界を示すための折木）と畺（田の境界）からなり、地域の区切りもしくは区切られた地域を表す。「地」は「域」や「土」により横の区切りと上下の方向性を与えられるものであり、「地域」「土地」となって、具体化する。「地」だけでは天に対する地というだけの、海に対する地というだけの区切りとも思われるかもしれないが、むしろ正しくは天という広がりや海という広がり

⁶ 『環境技術会誌』第84号 p.45

では「ない」地という果てしない広がりという意味に取られるべきである。

「域」はまた、区切られたものを表し区分や区別をも意味するが、もともとは区切りのない地に一定の「区」を与える、何に対するまたは何のための区切りであるかはともかく区切りなのである。したがって「地域」は、無限の「地」の広がりの中の「区切り」であり「地」におけるある特定の範囲を表し「私たちの地域」「ある地域」と言って、所有者やその他の限定辞によって限定することが可能になるわけである。「土地」は「土」を付して広がり上下の方向性を与えることによって、盛り土や土俵のように平坦な地が立体になり「この土地」「あの土地」として、指示詞などで限定できるが、「域」や「土」がなければ「地」は本来、領と合わさった「領域」などを別にすれば所有者や占有者などを特定できるものではないのである。

3. 「地産地消」からの謬り系

「地」が何らの限定をも持たぬ漠とした広がりを表すのならば、「地産地消」といったときどんな意味をそこに見ることができるのだろうか。「土」も「域」も伴わない「地」は区切りもなく命も芽吹かせない単なる「広がり」でしかないにもかかわらず、広がりの中で、およそ「いのち」あるものかどうかわからぬものを野方図に「生産」という不得要領なことにもなりかねない。もともと生産とは産生に限らず少なくとも日本語では、生命体に関わる語である。

地産地消のそれぞれの二字は主語＋動詞の関係、つまり地が「すること」を示すだけであつたはずである。それにも関わらず、既に述べたように特定の限定を本来持たない「地」を用いれば、産むもの消化するものが何であるかについて言わないままになってしまい、「地産」は一般には末尾の物が言われないうままに「地域で生産されたもの」と捉えられているようであるが、「地域が生産するまたはした」あるいは「地が産む」ことが正しいであろう。そしてまた地産と対句の関係に立つ「地消」は「地域で消費されるもの」というよりも「地が消費もしくは消化する」こととなつてしまわざるをえない。これでは地域循環を言おうとした「地産地消」本来のねらいが全く徒^{あだ}になる。では、「域産域消」と言えば問題はすべて解消するのだろうか。地の持つ特定の力は天に対置されるというだけのものであつて、域的な含意はないといわねばならない。本来産んだり消化したりすることを言うには、「地」や「域」ではなく生産活動力の認められる「土」を主語に用いて明示するのが適切であろう。

今までのところからは、「地産地消」よりは「域」を用いて「域産域消」としたり「土産土産」とするのが望ましい改善であつたろうということが言えるだろうが、「域」だけではやはり区域のように具体性を持った限定を示すには十分ではないのではないだろうか。どこかの地域もしくは区域ではないどころかただの地域区域ですらない「域」だけで生産するとか消費するとかいう意味での agent 的主語のようにして地域限定を言うものとするのは無理である。「土」は天との対比において用いられる「地」のように横に地平線の彼方へと伸び広がる意味を基本とするの

ではなく、それぞれの土壌から上方に伸び^{ひろ}展がることつまり、芽が出て成長することの図示から用いられるようになった解字的理解から明らかなように、当然に域的限定を伴う土壌からの産出の意味が抜きがたく籠められているのである。従って土着や土豪とか郷土、国土、風土などを考え合わせた「土産品」という成語にみるように、現に成立している「土産」の言葉こそ強引に造語しようとしている地産域産と違って伝統的にも論理的にも適切であるということができるのである。一言で言えば、「土」の中には「地」はもちろん「域」の意味が含まれているということなのである。

残る問題は、地産地消とか域産域消という造語の中に籠められている前半二語と後半二語の対句の面白さがどうなるかである。あっさり片付けてしまえば「土産土消」となるが、後半の「土消」はやはり伝統的にはない言葉という難点があって、無理というべきである。

もともと「産」と「消」は生産消費という経済学的な対語の簡略形であるが、それぞれに地をつけたり域をつけたりして経済的な意味的対比に加えて、語呂合わせというべきかりフレインというべきか、ともかく対句効果を加えているのである。それがこの言葉の覚えやすさであり言いやすさでありあるいは面白さでもあろう。ところで、「土産」は既に述べたように問題をクリアしたが、「土消」という後半部分のほうは、地消や域消同様に現実にはまだ日本語には存在しない言葉である。対句的言い方を止めて別の言葉を持ってくるかどうかしなければならない。

「地産地消」「域産域消」的対句の意味する内容についてももちろん首を傾げるという人も少なくはないが、一般には厳密な意味を離れながら「安心安全」という言い方と同様に広く普及している。分かりやすく俗に言えば、それらは市民権を得たとも言えるかもしれないが、その権利を乱用するかのよう、本義からは程遠い意味を纏い、意味を果肉、字を種子に喩えれば、もと種の小さな実ばかりのものの、品種改良されて大きな実の新種の果実の出現ともいえる。初出を1981年とするならば、26年目を迎え大きくなりすぎたこの果実は、スローフード運動という肥料から新たな栄養を吸収し、実の中には異質の成分が多量に含まれ、新しい成分は古い成分を化学変化させ、それにより、本来では含まれなかった意味をも持ち合わせるようになった。はっきり言えば、実は換骨奪胎が行われて意味の核が著しく変化しているというべきである。最も正しい言い方は「土産土用」であると思うが、今回はここまでとし、今回は時間的な経過を追いながら詳しく述べていきたいと思う。

文献表

辛島司朗『しあわせの力学』八千代出版、1984年

辛島司朗『環境倫理の現在』世界書院、1994年

辛島司朗「廃棄物処理と環境倫理 第2章 都会と田舎」『環境技術会誌』第84号、pp. 22～49

『2006（平成18）年度版食料白書』農村漁村文化協会、2006年

白川静『字通』平凡社、1996年

藤堂明保編『学研漢和大辞典』学習研究社、1978年

長野県飯田市「環境レポート」用語解説

<http://www.city.iida.nagano.jp/kankyo/plan/report-H18/yougo/siryoyougo.htm>

<ミニ事典> アセスメントと評価

ひところ、化成物質（いわゆる化学物質 **chemical substance** のこと。当研究所では人工的に合成された物質を「化成物質」と呼んでいる）や公共事業などの安全性評価のための手続きとして環境アセスメントがしきりに言われたことがあったが、現在では環境に限らず、リスクや政策など多くの分野で何らかの事業を行う前にそれが及ぼす影響についてアセスメントが行われている。一般的には **assessment** という語は「評価」と訳されるかそのまま「アセスメント」として使われている。

しかし、「アセスメント」することと「評価」することは別のことである。当研究所では **assessment** に「査定」という日本語をあて、「評価」と弁別している。評価にあたる英語は **evaluation** である。（説明1，2参照）

科学的には **assessment** によってリスクを見積り、その結果を **evaluation** する。その上で、しかるべき責任を負った機関が安全といえるかどうかを判断し認定するのである。もちろん、安全認定の妥当性が定期的に見直されなければならないことと、第三者による検証を可能にするためには **assessment** と **evaluation** の手続きやデータの公開が必要であることは言うまでもない。

<説明1>

assessment（査定）：本来は、税を課することであり、そのために見積り査定することであって、外から一種強制として課せられる意味が含まれている。リスク査定とは科学的データを用いてハザードが考えられるような物質や状況中の問題物に曝された効果を、見積り予測することである。

<説明2>

evaluation（評価）：語源は価値を引き出すことであり、当研究所では **assessment** ではなく **evaluation** を「評価」と訳している。価値と一口にいうが、値は数値、値段の値で、いわば物差しの上のどの目盛りに真直にあたるかという連続的量的な位置づけであり、物の真価に相当するだけの量をいうだけであるのに対し、価は賈（かう）の意味の語で、売価、価格のように、売手のつけた値であり、また対価、代価のような、売買即ち交換の成立する、即ち「かう」ことのできる「あたい」である。いってみれば、貨幣という物差しの上のどこに「あたる」かではなく、

天秤の右と左があたる、つまり均合ったかどうか、あたいするかどうかの問題であり、数量的秤量ではなく同等、対等的比定なのであり、連続量化できない特定のなことである。量的段階的価値ではなく意味的妥当性、処遇の価値とってよい。

参考文献：辛島恵美子著「安全学索隠」（1986年）、合衆国議会技術評価局著，都留 信也・辛島 恵美子翻訳「遺伝子工学生物の野外試験—バイオテクノロジーの新しい展開」附属資料『用語解説』（1990年）

読者からのご意見・ご質問

■ ご意見<抜粋>

「あかり部門」「あかし部門」という記載が初めての人にはわかりにくい（誌名についても同様）。

<編集部より>

1986年に安全学索隠を出した当初から有益なご批評とご激励をいただき、まことにありがとうございます。

ご意見を取り入れて、毎回タイトルの下にあかりとあかしの意味について説明を加えることにいたしました。

安全学研究所の活動ならびに会報のめざすところが「創刊にあたって」において一段と強調されていることが望ましかった。

<編集部より>

「あかり部門」を具体的テーマに即した実践部門、「あかし部門」をその基礎となる理論部門と位置づけ、具体的プロジェクトを企画実行していくとともに、その意味についてわかりやすく解説していく予定です。

■ ご質問

・安全学索隠を拝読させていただいておりますが、言葉の使い方が難解で、理解しきれない部分が多々あります。主要概念をまとめた入門書やデータベースなどがあるとありがたいのですが、そういったものの発売の予定はないのでしょうか。

<編集部より>

現在、勉強会で安全学索隠をまとめる作業を行っておりますので、今しばらくお待ち下さい。

※量がかなりあるため、作業に時間がかかっています。まとめる作業をする中で、理解が深まることもあるかと思っておりますので、興味のある方は、編集部までご連絡ください。希望者があれば、安全学索隠の講読会をすることも考えています。

・「安全学索隠」に限らず、会報を拝読しても言葉の問題をいつも大きく取上げていますが、言葉の正しさというものはどういうものなのでしょうか。どのようにして追究したり決めたりしていくことができるものなのでしょうか。

<編集部より>

事務局としては、皆様の意見を伺いながらそれをご紹介すると共に、次号で事務局なりの意見をまとめる工夫をしたいと思っております。皆さんの活発なご意見をお寄せいただき、一緒に考えていく道が開ければこれに越したことはないのではないのでしょうか。どうぞお気軽にご意見をお寄せください。

ご助力・ご参加のお願い

- 安全問題関係の書籍、古い雑誌など、おもちで不用のものがございましたら、ご寄附お願い致します。その他有益な本、論文など情報をお寄せ下されば幸いです。
- 今後、本の出版など事業活動を展開して収入を補い、会員の過大な負担を避けながら活動してゆきたいと考えておりますが、寄附などのご助力もお願い申し上げます。

< 勉強会・プロジェクトについて >

- 立川福祉協議会 (<http://act.annex-tachikawa.com/>) のボランティアルーム(中央線立川駅北口から徒歩約15分) ほかで週一回勉強会を行っています。日時やテーマ等についてはお問い合わせください。
今後、希望者があれば「安全学索隠」の講読会をすることも考えています。
- 会報の編集や企画についてや用語辞典作り(月1回程度)のためのデータ整理など、その他ホームページの編集更新などお手伝いいただける方のご参加をお待ちしております。
- 特に立川の近辺にお住まいの方で勉強会や講演会などの企画などに積極的に働いていただける方のご参加をお待ちしております。

< 投書・投稿のお願い >

【論文・エッセイ】

※800～4000字(原稿用紙2～10枚)程度。郵送、FAX、メールで編集部宛にお送りください。電子データの場合はワードまたはテキスト形式ファイルのメール添付でお送りくださるようお願い申し上げます。

現在、募集しているテーマは以下の通りです。

- ・安全問題に関するもの : 得意な分野について、少しでも安全に関連のあるテーマでお寄せくだされば幸いです。
- ・言葉や概念に関するもの : 今回は特に「言葉の正しさ」についてご意見をお寄せくだされば幸いです。「言葉のパトロール」などの欄で取上げさせていただきます。

【ご意見・ご感想】

ご自由にご意見をお寄せください。ご質問ご叱責も大歓迎いたします。

※会報に頂いたご意見とお名前を記載させていただくことがあります。ご了承ください。

- ・今後取上げてほしい言葉やテーマについて
- ・その他当研究所の活動や会報について

【ご入会について】

・創刊号でお知らせしましたように、組織改革等のかねあいで4月末日で一旦入会申し込みを締め切りましたが、その後も継続的に会員を募集しております。入会ご希望の方は創刊号に同封した入会申込書（ホームページからもダウンロードできます）にご記入の上、事務局までFAXもしくは郵送でお申し込みください。恐縮ですが、郵送費は各自ご負担ください。

<会費について>

入会金：1,000円

年会費：正会員 5,000円、学生会員 2,000円、賛助会員 一口10,000円（一口から）

その他、額の多少に関わらず、ご寄附ください。認定団体になるには活動実績などのほか数多くの少額の寄附を2年以上受けている受納実績が必要ですので、額の多少に関わらず、ご協力いただければ幸いです。

※2007年度会費を納めていない方は、所定の銀行口座にお振込み下さいますようお願い申し上げます。

■会費振込先の訂正とお詫び

前回の創刊号の末尾に掲載した振込先銀行口座の支店名が間違っておりました。謹んでお詫び申し上げます。ご迷惑をおかけして大変申し訳ございませんでした。

（振込先については最終頁をご参照ください）

創刊号乱丁・誤植のお詫びと訂正

<乱丁について>

前回お送りした創刊号の全30頁のうち、前半部分だけを重ね合わせたものと後半部分だけを重ね合わせたものがあったのではないかと思います。もしそういう方がありましたら、ご一報頂ければきちんとしたものをお送りいたしますので、恐縮ですがお申し出ください。お詫び申し上げますとともに、ぜひお申し出下さいますようお願い申し上げます。

<誤植について>

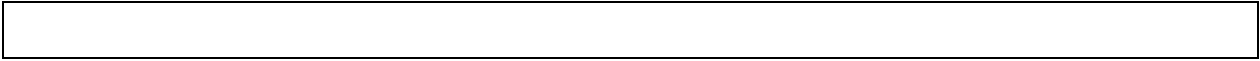
一部、ページ上部の本誌号数が1号でなく14号になってしまっているものがあります。謹んでお詫び申し上げます。

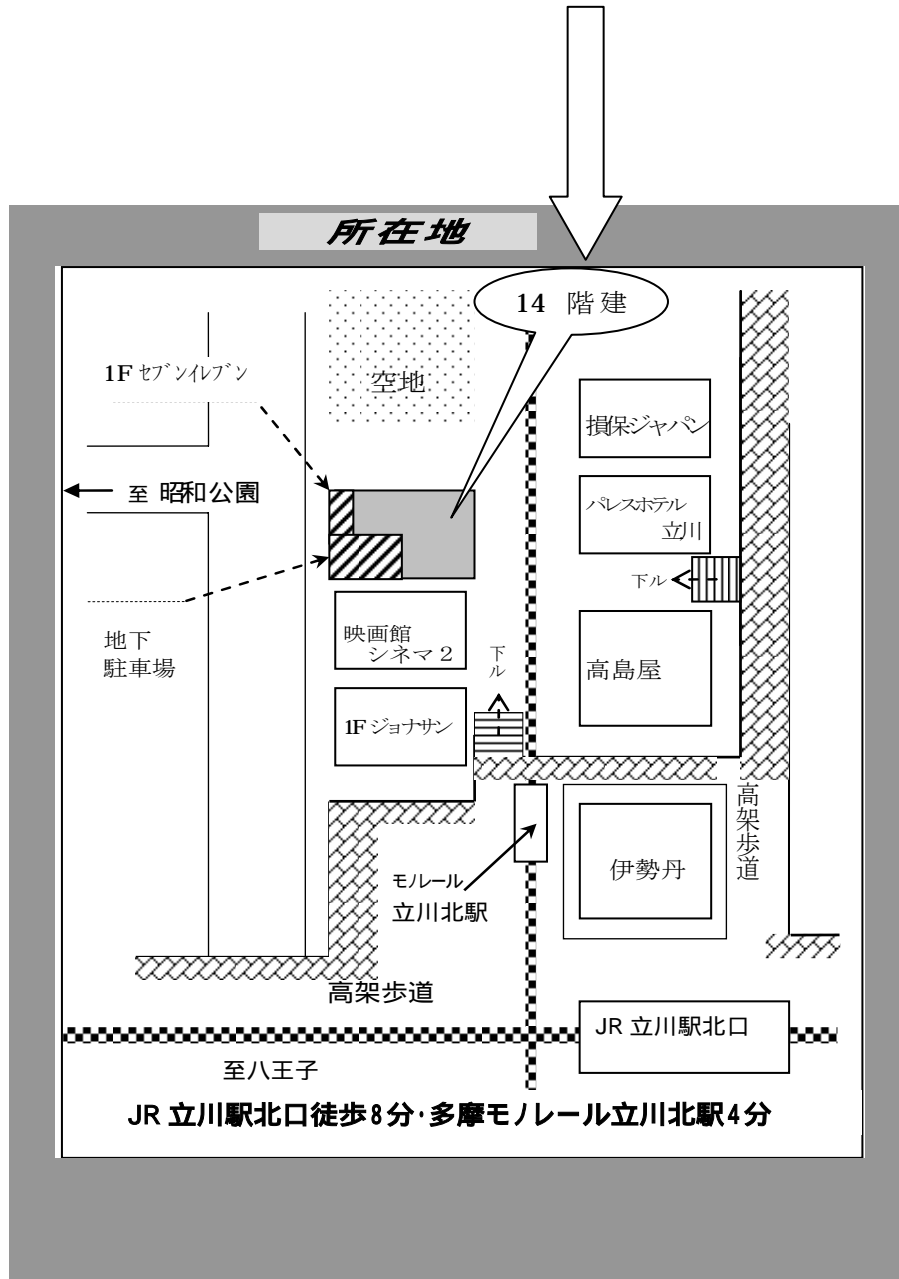
※なお、今号に限りませんが、誤植などにお気づきの方は編集部までご一報頂ければありがたく存じます。よろしくようお願い申し上げます。

編集後記

- ・昨年度会計については東京都へ年次報告書提出の上、3号でご報告させていただく予定です。
- ・会員名簿作成に当たって気になったのが、最近の個人情報保護やプライバシー保護問題です。学校や地域などで情報管理の名の下に連絡網なども作れず生活上の關係に支障をきたしている一方で、年金問題にかこつけて国民総背番号制の必要などが唱えられたりする、安全の考え方の欠如によって問題把握ができず、欺瞞や誤解が生じているものではないでしょうか。情報管理について、いわゆる透明性や秘匿性の意義問題も追々取上げてゆかなければならないと思っております。

(NN・MT・MS)





会費・寄付の振込先：

三菱東京 UFJ 銀行 立川中央支店：(普) 4 6 1 - 7 1 6 7

特定非営利活動法人 安全学研究所

※創刊号では支店の中央が脱落しておりました。申し訳ございませんでした。